産発第１３７号
令和７年５月14日

一般社団法人日本旅行業協会
会長　髙橋 広行　様

甲府市長　樋口 雄一

令和7年度甲府市誘客促進事業補助金の周知について（依頼）

本市の観光振興につきまして、日頃より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本市では、市内への誘客促進と地域経済の活性化を図るため、団体等が実施するスポーツ合宿等の開催に伴い、市内の宿泊施設を利用する旅行を請け負った旅行業者様に対して交付する「甲府市誘客促進事業補助金」を創設しております。

つきましては、この補助金へのご理解を賜りますとともに、貴協会会員等に対し本補助金を周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。

添付書類
・甲府市誘客促進事業補助金交付要綱および概要

甲府市ホームページにて掲載しています。
https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kanko/kyoiku/sports/kanko.html

産業部商工観光室観光課
担当　三澤
〒400-8585
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
TEL　055-237-5702（直通）
FAX　055-227-8065
E-mail　sm8kne@city.kofu.lg.jp

甲府市誘客促進事業補助金交付要綱

平成２０年3月２８日
産　第　１　号

（目的）

第１　この要綱は、本市への誘客促進と地域経済の活性化を図るため、大会、合宿及び各種会議（以下「大会等」という。）の開催に伴い、市内宿泊施設を利用する大会等の主催者又は旅行を請け負った旅行業者（旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）に基づく旅行業の登録を受けた者で営業所、支店含む。）に対し、予算の範囲内において甲府市誘客促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、甲府市補助金等交付規則（昭和３８年１１月規則第５０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において、「大会等」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　スポーツ、文化等の各種大会
⑵　スポーツ、文化団体等の合宿
⑶　学会、総会、研究会、研修会等の各種会議
⑷　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

（交付対象大会等）

第３　補助金の対象となる大会等は、次の各号をいずれも満たす大会等とする。

⑴　甲府市内の宿泊施設に滞在すること。
⑵　大会等に参加した者の延べ宿泊数（宿泊施設に宿泊した人数に当該宿泊日数を乗じた数をいう。）が５０人泊以上（スポーツ、文化団体等の合宿にあっては、２０人泊以上）であること。
⑶　市から他の補助金等の交付又は会場等の減免の措置を受けているものでないこと。
⑷　営利を目的としたものでないこと。
⑸　政治的又は宗教的活動を目的としたものでないこと。

⑹　公序良俗に反するものでないこと。

（複数年度にわたる大会等の補助対象年度等）

第４　１回の大会等が複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、当該大会等の最終宿泊日の属する年度とする。この場合において、第３第１項に規定する延べ宿泊数は、当該大会等の初日から最終日までの延べ宿泊数とする。

（補助金の額）

第５　補助金の額は、１０万円を限度とし、基本額１万円と宿泊延べ人員に１人当たり３００円を乗じて得た額との合計額とする。ただし、延べ宿泊数が６００泊を超える場合は、２０万円を限度額とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第６　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大会等の終了後３０日以内に、甲府市誘客促進事業補助金申請書　（様式第１号）に、宿泊証明書（様式第２号）を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第７　市長は、第６の申請に係る書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、その旨を補助金額確定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（決定の取り消し及び返還等）

第８　市長は、第７に規定する交付の決定を受けた又は補助金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金を全額返金させることができる。

⑴　虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

⑵　この要綱の規定に違反した場合

（関係書類の整備及び保管）

第９　補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に係る書類等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならない。

（その他）

第１０　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

甲府市誘客促進事業補助金の概要

1　目的

甲府市への誘客促進と地域経済の活性化を図るため、大会、合宿及び各種会議の開催に伴い、市内宿泊施設を利用する大会等の主催者又は旅行を請け負った旅行業者に対して補助金を交付するものです。

2　補助対象となる大会

⑴　スポーツ、文化等の各種大会
⑵　スポーツ、文化団体等の合宿
⑶　学会、総会、研究会、研修会等の各種会議
⑷　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

3　補助対象者

⑴　大会等の主催者
⑵　旅行を請け負った旅行業者
【旅行業法に基づく旅行業の登録を受けた者で営業所、支店を含む】
補助金の申請は、⑴と⑵両方から申請はできません。

4　補助要件

補助金の対象となる大会等は、次の要件をいずれも満たす大会とします。

⑴　甲府市内の宿泊施設に滞在すること。
⑵　大会等に参加した者の延べ宿泊数（宿泊施設に宿泊した人数に当該宿泊日数を乗じた数をいう。）が５０人泊以上であること。
※スポーツ、文化団体等の合宿にあっては、２０人泊以上
⑶　市から他の補助金等の交付又は会場等の減免の措置を受けているものでないこと。
⑷　営利を目的としたものでないこと。
⑸　政治的又は宗教的活動を目的としたものでないこと。
⑹　公序良俗に反するものでないこと。

5　補助金交付額

基本額１万円と宿泊延べ人員に１人当たり３００円を乗じて得た額との合計額を交付します。上限額は１０万円です。ただし、延べ宿泊数が６００泊を超える場合は、上限額２０万円となります。

※申請等の詳細につきましては、要綱をご確認ください。
※甲府市ホームページＵＲＬ
https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kanko/kyoiku/sports/kanko.html